

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案について

平成 27 年 7 月
総務省統計局
経済産業省大臣官房調査統計グループ

1 改正の背景

経済センサス活動調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）の定めるところにより、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として実施している。

本調査を平成28年に実施するに当たり、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、調査事項、調査方法等を見直したことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

調査事項の追加等、調査方法の変更などを行うため、所要の改正を行うものである。

（1）調査日及び調査期間の変更（第4条及び第10条関係）

調査日変更に伴う調査期間の変更

（2）調査対象の変更（第5条、第10条及び第12条関係）

東日本大震災の影響により調査実施が困難な地域にある事業所を調査対象から除外

（3）調査事項の追加等（第6条関係）

「建設業許可番号」の削除、「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」の追加

（4）調査方法、報告義務、報告方法及び調査票等の提出等の変更（第9条、第10条、第12条、第15条及び第18条関係）

オンライン調査の拡大、調査員調査の委託等調査方法の見直し、積雪地域の削除

3 スケジュール

平成27年9月中旬に公布・施行予定